

## 第36回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和2年6月8日(月)午後1時30分より、第36回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

### 記

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について  
第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について  
第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について  
第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について  
第5号議案 非農地通知の決定について

- 第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知について

#### (出席委員)

- |           |            |           |           |
|-----------|------------|-----------|-----------|
| 1番 久世谷 幸治 | 2番 多田 岳史   | 3番 徳田 明子  | 4番 中林 和夫  |
| 5番 古川 嘉嗣  | 6番 井内 英樹   | 7番 多羅尾 英樹 | 8番 中西 秀友  |
| 9番 辻 四一郎  | 10番 吉田 利一  | 11番 高田 悦和 | 12番 小島 佳剛 |
| 13番 水主 哲寛 | 14番 山本 晃一郎 |           |           |

#### (欠席委員)

#### (農地利用最適化推進委員)

- 北浦 荘平      村田 昇造      水谷 修

#### (事務局)

- 土肥 局長      奥田 次長      清水(囑託)      村田(囑託)      岸本(囑託)

	( 午後 1 時 3 0 分 開会 )
局 長	<p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日の定例総会は委員定数 1 4 名の内、出席委員 1 4 名、欠席委員 0 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、江口推進委員、北村推進委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、第 3 6 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、高田委員、小島委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>現地調査委員につきましては、高田委員、水主委員です。</p> <p>ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>先月同様に議案書の読み上げは省略し、概要説明のみとさせていただきます。</p> <p>それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」一括して 2 件をご説明申し上げます。</p> <p>番号 1 につきましては、貸人は耕作が困難になったため、借人は農業への事業展開を計画しているため、賃借権を設定するものです。なお、借人は、農地所有適格法人でないため、農地を適正に利用していないと認められる場合には賃貸借契約が解除となる解除条件付貸借となります。</p> <p>また、農地法第 3 条第 4 項の規定により、解除条件付貸借の許可をしようとするときは、農業委員会はあらかじめ市長に通知することとされており、市長から「営農計画について、施設、機械整備等初期投資及び無収益期間を含めて農業経営について具体的に計画するとともに、5 年後の地域の農業振興と優良な農地維持を見据えて適切に管理いただきたい。」と意見が述べられています。</p> <p>番号 2 につきましては、譲渡人は高齢により耕作が困難になったため、譲受人は営農規模拡大のため、所有権を移転するものです。なお、譲受法人が経営する農地は全て適正に管理されております。</p>

	<p>以上2件につきましては、農機具・機材等も所有されており、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続きまして、水主委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
水主委員	<p>報告します。去る5月25日、事務局の案内で高田委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の二尾、及びの利用状況ですが、現況は畑になっており、不作付地ですが草は目立っておらず、適正に管理されていました。</p> <p>番号2の槇島町及びの利用状況ですが、現況は田で、草も生えておらず適正に管理されていました。</p> <p>小倉町の利用状況につきましては、現況は畑で、トムロコシが作付されており、畦の草刈りもきれいに施されていました。</p> <p>伊勢田町、及びの利用状況につきましては、現況は田で耕されており、畦もきれいに草刈りされ、適正に管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第1号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
水谷推進委員	<p>番号1についてですが、当該地の形状を変えずに営農されるんですか。</p>
局長	<p>全員協議会で改めてご報告いたしますが、当該地には形状変更届が提出されております。</p> <p>盛土をして、形状を変えた上で営農されます。現在は高低差がある状態で、地図番号1及び2の辺りは地図番号3、4及び5の辺りよりも高くなっているため、高さを揃えるべく盛土するとのことでした。</p>
水谷推進委員	<p>盛土に使う客土はどうされるんですか。</p>
局長	<p>借受法人が所有している土を入れると聞いております。</p>
水谷推進委員	<p>砂利の余りで出来ないかという話を聞いたことがありますが、客土は農地の土として適しているんですか。</p>

中林委員	養液栽培なら、土の種類はあまり生育に関係ないと思います。
局長	土の種類は把握しておりませんが、営農計画では、現地の土をならした上でポットを用いて、パイプで養液を循環させるような形でブルーベリーの養液栽培をすることです。
山本会長職務代理者	ハウス栽培をされるんですか。
局長	ハウス栽培ではありません。露地で栽培されます。
井内委員	もし借受法人が撤退したら、次は何も植えられないんじゃないですか。駐車場のような砂利で埋められてしまうんじゃないでしょうか。
議長	盛土した客土は、貸借を解除したときどうなりますか。
局長	当該地は農地ですので、盛土するとしても農業に使える土となると指導の対象です。ポットでの養液栽培であろうと、耕作できる土の状態でも営農していただく必要があります。砂利でも何でも入れて良いということにはなりません。
中西委員	現状の土の上に乗せるだけなら構わないのでしょうか。
局長	耕作できるような土であれば問題はありません。
議長	茶園を作る時も、まず下に岩を削って入れて基盤にして、上に表土を被せていきます。
水谷推進委員	砕石の跡に残ったもので、農業用に使える土があると聞いたことがあります。
中西委員	借受法人は以前、別の農地を転用して資材置場にする申請を出されていましたが、よね。当該地に関しても資材置場にしようと考えているんじゃないでしょうか。
議長	本議案は第3条許可です。もし転用するなら第4条、もしくは第5条での許可が必要になりますので、資材置場にするとしたら規制されることになります。
局長	契約書によりますと、盛土に関して、貸借を解除する際にはその後も耕作できる状態まで復元すると記されています。

水谷推進委員	地元の法人なので大丈夫だとは思いますが、一応注意しておきたいです。
局 長	解除条件付きでの許可になりますので、何らかの不適切な利用があった時はすぐに解除できる契約になっております。
議 長	他にご意見等はございませんか。
	異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。
	次に、「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について」を議題といたします。
	事務局より、説明願います。
局 長	それでは、「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について」一括して2件をご説明申し上げます。
	番号1につきましては、整地し、桜の木、花等を植栽し居宅の庭として利用するものです。なお、付近の土地への被害防除のため、獣害防止柵を設置されます。
	番号2につきましては、月極め駐車場として整備するものです。なお、付近の土地への土砂の流出を防ぐため、コンクリートブロックを設置されます。
	以上です。
議 長	続きまして、高田委員より現地調査の報告をお願いします。
高田委員	報告します。去る5月25日、事務局の案内で水主委員と現地調査に行っていました。
	番号1の志津川 の利用状況ですが、現況は畑で、真ん中に大きな木が一本生えており、保全管理されていました。
	番号2の槇島町 の利用状況ですが、現況は田で、草刈りが施されていました。
	以上です。
議 長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第2号議案につ

	<p>きまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
中林委員	<p>番号1についてですが、転用目的は居宅の庭となっておりますが、申請地と申請人の住所とは場所が離れています。自分の家なんですか。</p>
局長	<p>申請者の住所は離れていますが、4条ですので申請者が所有しております。</p>
議長	<p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議長	<p>ただ今の異議なしをもって「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について」は、議案のとおり「承認すべきもの」との意見を付して知事に進達することといたします。</p> <p>次に、「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局長	<p>それでは、「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、建設業の規模拡大に伴い現在の資材置場が手狭になったため、露天資材置場を設置するものです。</p> <p>本件につきましては、付近の土地への土砂の流出を防ぐため、碎石を敷き整地されます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続きまして、高田委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
高田委員	<p>報告します。去る5月25日、事務局の案内で水主委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の榎島町 及び の利用状況ですが、現況は田で、草刈りが施されていきました。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第3号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」は、議案のとおり「承認すべきもの」との意見を付して知事に進達することといたします。</p> <p>次に、「第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」一括して2件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、賃貸借の期間を更新するものです。</p> <p>番号2につきましては、使用貸借の期間を更新するものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、水主委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
水主委員	<p>報告します。去る5月25日、事務局の案内で高田委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の槇島町 及び の利用状況ですが、現況は田で、畦もきれいに草刈りがされており、トラクターで耕された状態で適正に管理されていました。</p> <p>槇島町 及び の利用状況につきましては、現況は畑で、マルチが敷いてあり、花卉を栽培されていた跡がありました。現在は何も植わっていませんが、きれいに管理されていました。</p> <p>槇島町 、 、 及び の利用状況につきましては、現況は田で、畦もきれいに草刈りがされており、トラクターで耕された状態で適正に管理されていました。</p> <p>番号2の槇島町 の利用状況ですが、現況は不作付地で、近頃何かを作付した跡はありませんが、トラクターできれいに耕された状態で、適正に管理されていました。</p>

	<p>槇島町 及び の利用状況につきましては、現況は畑で、ゴーヤ、ナス、オクラ、サトイモ等の野菜が栽培されており、適正に管理されていました。以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第4号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
水谷推進委員	<p>番号2の地図番号9についてですが、水はけの悪い土地でなかなか活用しづらいと以前聞きましたが、何を作付されるんですか。</p>
井内委員	<p>あまり使われてはおりませんが、現在は地上げをしてきちんと使えるように当該地は改良されています。</p>
局 長	<p>利用目的として、野菜を植えたいとは記載されております。</p>
井内委員	<p>借りたばかりの頃は、周辺の田に水を入れたら当該地にも水が入ってきて、かと言って水をせき止めてしまうと田には水が入りませんので、とても使いづらい状態でした。地上げした後は水につからなくなったので作付できるのではと思いますが、現状は他の土地をメインに作付されています。手狭になってきたら当該地にも作付を広げて活用していかれるのではないかと思います。日頃の管理についてはきちんとされています。</p>
議 長	<p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に、「第5号議案 非農地通知の決定について」を議題といたします。</p> <p>なお、本議案の番号17につきましては、関係者がおられますことから、本議案の番号1から番号16までと番号17に分けて審議いただきます。</p> <p>それでは、本議案の番号1から番号16について、事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第5号議案 非農地通知の決定について」の番号1から番号16</p>



	<p>について一括してご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、昨年度に実施いたしました耕作放棄地に係る農地利用状況調査で再生利用が困難と認められる荒廃農地、いわゆる「B」分類として判定していただいた荒廃農地のうち、東笠取地区における非農地判定のための現地調査を令和2年1月10日、2月10日に農地部会委員及び地元の北浦推進委員さんと事務局職員が同行し実施して参りました。その後、事務局より所有者へ耕作を行うか否かの意向確認調査を行い、その結果をもって農地法第2条第1項の農地に該当しないものと判断いたしたく、非農地通知の決定について承認を得るものでございます。</p> <p>お手元の資料「東笠取地区農地における『B分類判定農地』の非農地決定の流れ」に記載しておりますとおり、本議案にて非農地決定とするのは、44筆、28,266㎡であり、そのうち、番号1から番号16については、39筆、27,534㎡でございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	説明が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第5号議案の番号1から番号16までにつきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。
水谷推進委員	山林は非農地通知で良いと思いますが、宅地になっているところは転用の申請で対応していませんでしたか。
局長	宅地で挙がってきているところは大分前から宅地化しているところになりますが、従来から非農地通知で対応しております。
議長	他にご意見等はございませんか。
	異議なしの声
議長	ただ今の異議なしをもって「第5号議案 非農地通知の決定について」の番号1から番号16までは、議案のとおり「承認すること」と決しました。
	次に、本議案の番号17の審議につきまして、委員は関係者になりますので、ここで一旦退室いただきます。
	= 委員、退室 =

議 長	<p>それでは、本議案の番号 17 について、事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第 5 号議案 非農地通知の決定について」の番号 17 についてご説明申し上げます。</p> <p>非農地判定の経緯等につきましては、番号 1 から番号 16 で説明させていただいたとおりです。番号 17 については、5 筆、732 m<sup>2</sup>でございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第 5 号議案の番号 17 につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第 5 号議案 非農地通知の決定について」の番号 17 は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p style="text-align: center;">= 委員、入室 =</p>
議 長	<p>続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」をご説明申し上げます。</p> <p>番号 1 につきましては、農地の賃貸借の当事者が農業委員会に対し合意解約の通知を行ったものでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局から報告のあった件について、何かご質問はありませんか。</p> <p>借人は新規就農という形で以前出ていたと思いますが、当該地の貸借を解約しても営農は大丈夫なんですか。他にもまだ経営農地はありますか。</p>
局 長	<p>他にも経営農地がございます。</p>
井内委員	<p>3 条許可申請が出ていた場所と同じですが、順番として本件から説明するべきではないでしょうか。解約がまだできていないのに先に許可申請をされたんです</p>

	か。
局 長	議案の後に報告という議事の流れがございますので説明が前後いたしました が、合意解約は第3条許可の申請日より前の、去る5月7日に行われておりま す。日付としてはきちんとした手順を踏まれています。
議 長	他にご意見等ございませんか。
	なしの声
議 長	ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いた します。どうもご苦労様でした。

(午後2時10分審議終了)

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_